

## ～ 国際研修 ～

### 中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

国際協力部教官

江 藤 美紀音

#### 第1 はじめに

国際協力部では、平成22年7月12日から同月21日まで、中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」を東京及び大阪において実施しました。今回の研修は中国における国際私法（「涉外民事関係適用法」）の起草支援で、中国からは、全国人民代表大会常務委員会法政工作委員会民法室（以下、「民法室」）の起草メンバーを中心とした研修員12名が参加し、日本からは、甲南大学法科大学院の櫻田嘉章教授、学習院大学大学院法務研究科の神崎禎教授、一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授、立教大学法学部特任教授の森川伸吾弁護士（弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所）、栗津卓郎弁護士（同事務所）を講師に迎えて、日中双方から活発な意見交換を行いました。

今回は、この研修の実施状況などについて報告します。

#### 第2 背景事情

近年、中国は、改革開放政策を積極的に推進する中、2001年には世界貿易機構（WTO）に加盟するなど社会主義市場経済への移行を着実に進め、日本との関係においても主要な貿易相手国になっており、中国経済の動向が、国際市場、特に日本を始めとする東アジアの経済にとって直接的かつ大規模な影響をもたらすようになってきました。

中国は、急成長した市場経済に合致した国内法制の整備を急ぎ、立法機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会は、国際私法制定の準備も進めています。国際私法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係について、その準拠法を選択する法律（狭義での国際私法。なお、広義では国際民事訴訟法を含む。）ですが、中国には単行法としての国際私法がなく、従前から条文の不備など多くの問題点が指摘されてきたところです。

日本においては、2006年に「法の適用に関する通則法」（国際私法）が制定され、また、現在、国際裁判管轄法制（国際民事訴訟法）について民事訴訟法等の一部改正法案が国会で審議されていますが（2010年10月現在）、中国の国際私法及び国際民事訴訟法が、国際的標準に近づくことは中国のみならず日本にとっても望ましいことです。

また、国際協力部では、2007年11月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトに協力し、民法室をこのプロジェクトのカウンタ

ーパートとして本邦研修などを行ってきました。そのような経緯を踏まえ、民法室は、民事訴訟法に加え国際私法の起草についても日本側に支援を要望したため、当部では、2010年2月、中国の国際私法・国際民事訴訟法専門家を日本に招へいして講演会を行い、中国における国際私法・国際民事訴訟法の現状及び改正課題を研究するとともに、同年3月には、中国での現地セミナーを開催し、日本における国際私法についての知見を中国側に提供するなどして、中国国際私法制定に向けての支援を行ってきました（ICDNEWS第43号掲載）。

今回は民法室が、「涉外民事関係適用法」の草案作成に当たり、直面する具体的問題点について日本側と更に掘り下げた議論をすべく研修実施を通じた支援を要請してきたことから、日本側としても中国の問題解決に協力・支援すべく、本研修を実施することとしました。

### 第3 研修員

研修員は、以下の合計12名です。

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 賈 東明 | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任       |
| 呉 斌  | 安徽省人民代表大会常務委員会法制工作委员会副主任         |
| 王 琬  | 最高人民法院民四庭副庭長                     |
| 杜 涛  | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室処長        |
| 段 京連 | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員       |
| 王 瑞娣 | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員       |
| 鮑 建国 | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室調研員       |
| 高 曉力 | 最高人民法院民四庭助理審判員                   |
| 姚 俊逸 | 中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁監督処副処長            |
| 李 倩  | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室主任科員      |
| 許 燦  | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任科員     |
| 張 鵬  | 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会法規備案検査室副主任科員 |

なお、この研修の全日程には、中国北京に駐在する長期派遣専門家の住田尚之弁護士が同行しました。

### 第4 研修内容

#### 1 研修の概要

今回の研修では、研修直後の2010年8月中に、民法室が涉外民事関係法律適用法の草案を常務委員会に提出する予定になっていたため、事前に民法室が日本側に提示してきた質問事項に対する質疑応答を研修の中心に据えるとともに、より進んだ内容として、日本の「法の適用に関する通則法」の問題点と今後の課題についての講義及び国際民事訴訟法の講義、涉外弁護士(実務家)による講義を加える形でカリキュラムを組むこととしました。

#### 2 講義(4コマ)

- (1) 櫻田嘉章教授には、「法の適用に関する通則法の問題点と今後の課題」として、同法の立法形式、問題点(法人、代理の規定を欠いていること及びその理由、知財、慣

習法との関係など)、通則法による改正点、当事者自治、反致、公序、絶対的適用法など、多岐にわたって講義をしていただきました。櫻田教授は、「法の適用に関する通則法」の法制審議会国際私法部会の元部会長で、同法に対する深い見識をお持ちの方ですので、歴史的観点や具体的事例を交えた講義は大変興味深いものでした。研修員も、法人設立における涉外性の有無や国際条約と慣習法との関係について質問し、活発な意見交換がなされました。

- (2) 山本和彦教授には、最近の国際民事訴訟法に関する民事訴訟法等一部改正など立法の動き、国際裁判管轄、仲裁・倒産手続の準拠法、外国法の適用について講義をしていただきました。いずれも研修員の関心が高いテーマであり、具体的問題点につき明確な説明をしていただきました。研修員も山本教授の講義に多大な感銘を受け、団長の賈東明氏は「論理明快で分かりやすく、私たちにとって非常に大きな参考になった。」と述べられていました。
- (3) 森川弁護士には、「涉外弁護士から見た中国国際私法」とのテーマで、弁護士業務との関係で中国の抵触法を取り扱うケース等について講義をしていただくとともに、日本の弁護士からみた中国現行法や裁判実務に対する改善すべき点等について提案をしていただきました。

森川弁護士による実務的観点からの指摘は、中国側にとって大変参考になるものであっただけでなく、森川弁護士は中国法に詳しく、かつ中国語にもたん能でいらっしやったので、講義は研修員にとって大変分かりやすく、かつ有益であったと思われました。

### 3 意見交換(4コマ)

学者、弁護士との意見交換

櫻田教授、学習院大学大学院法務研究科神前禎教授、森川伸吾弁護士、栗津弁護士には、研修員から提出された質問事項等について、丁寧に説明をしていただきました。研修員からの質問事項は、相続、性質決定、先決問題、強行規定、公序、反致、人格権、国際条約、国際慣例の国内適用等の問題でしたが、いずれについても活発な質疑応答がなされました。

### 4 見学(2コマ)

その他、東京地方裁判所や第三管区海上保安本部の見学を実施し、日本の裁判実務や日本における多方面での国際協力について、研修員の理解を深めました。

## 第5 成果等

研修終了後の2010年8月23日、民法室は民事関係法律適用法の草案(第二次審議案)を全人代常務委員会に提出し、同年10月28日、同法が成立しました(翻訳は住田長期専門家)。

その中には、今回の研修で活発に議論された性質決定の問題や強行法規の適用、外国法の調査、最密接関連地法の適用などについての明確な規定が盛り込まれており、同法が、日本の通則法より詳細に進んだ内容になっているとの感想を持ちました。

## 第6 終わりに

今回は、草案提出直前の極めて忙しい時期での研修であったにもかかわらず、多数の起草担当者が参加し、熱心に日本の知見を吸収し、講師と踏み込んだ内容の議論を交わしていました。

研修員からは、充実した内容の研修であったとの意見がある一方で、既に基礎研究はしているので、初歩的な講義は不要であるとの意見も散見されました。

この点については、日本側としても涉外民事関係法律適用法の草案を事前に提供してもらえれば講師側としても研修員のレベルを推し量ることもでき、より充実した内容の研修を行えたのではないかと思います（草案の提供は中国側に要求していたのですが、項目のみの提供しかありませんでした）。支援をより充実したものにするには、双方向からの協力と信頼関係の構築が不可欠であると感じました。今回の研修で、民法室に対する国際私法の起草支援は終わりましたが、引き続き途中になっている中国民事訴訟法改正に対する支援を行っていく予定です。

国際協力部の行う法整備支援は、開発途上国における法の支配の確立を目指しており、支援対象国は、自国の立法能力が不十分な国が大半です。ところが、中国の場合、当部での支援開始当初から、主要な法律は整備され、立法担当者は高い起草能力を有しています。にもかかわらず、中国が日本に法整備支援を求めるのは、日本が明治維新後欧米法を自国の社会事情や文化に適応させてきたという法整備の歴史に強い関心を抱き、日本法のよい部分を取り入れることを切望しているからと思われる。

このような中国に対する法整備支援は、中国の起草作業に併せて不十分な点を補完する「寄り添い型」支援というべきものですが、その在り方については今後十分に検証していく必要があるでしょう。

最後に、今回の研修には、日本側から講師の先生方を始め、多数の関係者の御協力を頂きました。この紙面を借りて、心から感謝申し上げます。

# 中華人民共和国涉外民事關係法律適用法<sup>\*1</sup>

2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第17回會議通過

## 目 次

### 第一章 一般規定

### 第二章 民事主体

### 第三章 婚姻・家庭

### 第四章 相 続

### 第五章 物 権

### 第六章 債 権

### 第七章 知的財産権

### 第八章 付 則

## 第一章 一般規定

第1条 涉外民事關係の法の適用を明確にし、涉外民事紛争を合理的に解決し、当事者の適法な權益を維持・保護するために、本法を制定する。

第2条 涉外民事關係に適用する法は、本法に従って確定される。その他の法律が涉外民事關係の法の適用について別途特別の規定を置く場合には、その規定に従う。

2 本法その他の法律が涉外民事關係の法の適用について規定を置いていない場合には、当該涉外民事關係と最も密接な關係を有する法を適用する。

第3条 当事者は、法律の規定に従い、涉外民事關係に適用する法を明示して選択すること

---

<sup>\*1</sup> 翻訳：JICA長期専門家・日本国弁護士 住田尚之

ができる。

第4条 中華人民共和国の法律が涉外民事関係について強制的規定を置く場合には、当該強制的規定を直接適用する。

第5条 外国法の適用が中華人民共和国の社会公共の利益を損なう場合には、中華人民共和国法を適用する。

第6条 涉外民事関係に外国法を適用する場合において、当該国の異なる地域において異なる法を実施しているときは、当該涉外民事関係と最も密接な関係を有する地域の法を適用する。

第7条 訴訟時効については、関連する涉外民事関係に適用されるべき法を適用する。

第8条 涉外民事関係の性質決定については、法廷地法を適用する。

第9条 涉外民事関係に適用する外国法には、当該国の法律適用法は含まない。

第10条 涉外民事関係に適用する外国法は、人民法院、仲裁機関又は行政機関が調査して明らかにする。当事者が外国法の適用を選択した場合には、当該国の法を提供しなければならない。

2 外国法を調査して明らかにすることができず、又は当該国の法に規定がない場合には、中華人民共和国法を適用する。

## 第二章 民事主体

第11条 自然人の民事権利能力については、常居所地法を適用する。

第12条 自然人の民事行為能力については、常居所地法を適用する。

2 自然人が民事活動に従事し、常居所地法に従えば民事行為無能力であるが、行為地法に従えば民事行為能力がある場合には、行為地法を適用する。ただし、婚姻・家庭、相続に関わる場合を除く。

第13条 失踪宣告又は死亡宣告については、自然人の常居所地法を適用する。

第14条 法人及びその分支機構の民事権利能力、民事行為能力、組織機構、株主の権利義務

等の事項については、登記地法を適用する。

2 法人の主たる営業地と登記地とが一致しない場合には、主たる営業地の法を適用することができる。法人の常居所地は、その主たる営業地とする。

第15条 人格権の内容については、権利者の常居所地法を適用する。

第16条 代理については、代理行為地法を適用する。ただし、被代理人と代理人との民事関係については、代理関係発生地法を適用する。

2 当事者は、合意により委託代理に適用する法を選択することができる。

第17条 当事者は、合意により信託に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、信託財産所在地法又は信託関係発生地法を適用する。

第18条 当事者は、合意により仲裁合意に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、仲裁機関の所在地法又は仲裁地法を適用する。

第19条 本法に従って国籍国法が適用される場合に、自然人が二つ以上の国籍を有するときは、常居所がある国籍国法を適用する。すべての国籍国のいずれにも常居所がない場合には、本人と最も密接な関係を有する国籍国法を適用する。自然人が無国籍又は国籍が不明である場合には、その常居所地法を適用する。

第20条 本法に従って常居所地法が適用される場合に、自然人の常居所地が不明であるときは、その現住所地法を適用する。

### 第三章 婚姻・家庭

第21条 結婚の条件については、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がなく、一方の当事者の常居所地又は国籍国において婚姻を締結した場合には、婚姻締結地法を適用する。

第22条 結婚の手続は、婚姻締結地法、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法に適合する場合には、いずれも有効である。

第23条 夫婦の身分関係については、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。

第24条 夫婦の財産関係については、当事者は合意により一方の当事者の常居所地法、国籍国法又は主要な財産の所在地法を選択して適用することができる。当事者が選択をしなかった場合には、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。

第25条 親子の身分、財産関係については、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法のうち弱者の権益の保護に有利な法を適用する。

第26条 協議離婚については、当事者は合意により一方の当事者の常居所地法又は国籍国法を選択して適用することができる。当事者が選択をしなかった場合には、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がない場合には、離婚手続を行った機関の所在地法を適用する。

第27条 離婚訴訟については、法廷地法を適用する。

第28条 養子縁組の条件及び手続については、養親となる者及び養子となる者の常居所地法を適用する。養子縁組の効力については、養子縁組の時の養親となる者の常居所地法を適用する。養子縁組関係の解除については、養子縁組の時の養子となる者の常居所地法又は法廷地法を適用する。

第29条 扶養については、一方の当事者の常居所地法、国籍国法又は主要な財産の所在地法のうち被扶養者の権益の保護に有利な法を適用する。

第30条 監護については、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法のうち被監護者の権益の保護に有利な法を適用する。

#### 第四章 相続

第31条 法定相続については、被相続人が死亡した時の常居所地法を適用する。ただし、不動産の法定相続については、不動産所在地法を適用する。

第32条 遺言の方式については、遺言者が遺言をした時又は死亡した時の常居所地法、国籍国法又は遺言行為地法に適合する場合には、いずれも遺言は成立する。

第33条 遺言の効力については、遺言者が遺言をした時又は死亡した時の常居所地法又は国



籍国法を適用する。

第34条 遺産管理等の事項については、遺産の所在地法を適用する。

第35条 相続する者がいない遺産の帰属については、被相続人が死亡した時の遺産の所在地法を適用する。

## 第五章 物権

第36条 不動産の物権については、不動産の所在地法を適用する。

第37条 当事者は、合意により動産の物権に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、法律事実が発生した時の動産の所在地法を適用する。

第38条 当事者は、合意により運送中に動産の物権に生じた変更に応用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、運送目的地法を適用する。

第39条 有価証券については、有価証券の権利実現地法その他当該有価証券と最も密接な関係を有する法を適用する。

第40条 権利質権については、質権設定地法を適用する。

## 第六章 債権

第41条 当事者は、合意により契約に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、履行義務が最も当該契約の特徴を体現することができる一方の当事者の常居所地法その他当該契約と最も密接な関係を有する法を適用する。

第42条 消費者契約については、消費者の常居所地法を適用する。消費者が商品、サービス提供地法の適用を選択し、又は経営者が消費者の常居所地において関連する経営活動に従事していなかった場合には、商品、サービス提供地法を適用する。

第43条 労働契約については、労働者の勤務地法を適用する。労働者の勤務地を特定することが難しい場合には、雇用単位の主たる営業地の法を適用する。労務派遣については、労務派遣地法を適用することができる。

第44条 権利侵害責任については、権利侵害行為地法を適用する。ただし、当事者が共通の常居所地を有する場合には、共通の常居所地法を適用する。権利侵害行為の発生後に当事者が合意により適用する法を選択した場合には、その合意に従う。

第45条 製造物責任については、被権利侵害者の常居所地法を適用する。被権利侵害者が権利侵害者の主たる営業地の法若しくは損害発生地法の適用を選択し、又は権利侵害者が被権利侵害者の常居所地において関連の経営活動に従事していなかった場合には、権利侵害者の主たる営業地の法又は損害発生地法を適用する。

第46条 ネットワークを通じ、又はその他の方法を採用して、氏名権、肖像権、名誉権、プライバシー権等の人格権を侵害した場合には、被権利侵害者の常居所地法を適用する。

第47条 不当利得、事務管理については、当事者が合意により適用を選択した法を適用する。当事者が選択しなかった場合には、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、不当利得、事務管理の発生地法を適用する。

## 第七章 知的財産権

第48条 知的財産権の帰属及び内容については、保護が請求された地の法を適用する。

第49条 当事者は、合意により知的財産権の譲渡及び使用許可に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、本法の契約についての関連規定を適用する。

第50条 知的財産権の権利侵害責任については、保護が請求された地の法を適用する。当事者は、権利侵害行為が発生した後に合意により法廷地法の適用を選択することもできる。

## 第八章 附則

第51条 「中華人民共和國民法通則」第146条及び第147条並びに「中華人民共和國相続法」第36条について、本法の規定と一致しないものは、本法を適用する。

第52条 本法は、2011年4月1日より施行する。

平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」 日程表

[主任教官：江藤教官, 事務担当：石井専門官, 瀬井主任専門官]

法務省法務総合研究所国際協力部

| 月<br>日    | 曜 | 10:00<br>12:30   | 14:00<br>17:00   | 備考  | 場所 |                |
|-----------|---|--|--|---|----|----------------|
| 7<br>/ 12 | 月 | 中国発<br>(北京8:40発)   | 日本着<br>(関空12:40着)  | OSIC <sup>7</sup> リーフリンク <sup>7</sup><br>JICA/ICD <sup>7</sup> リエンテ-<br>ション |    | OSIC           |
| 7<br>/ 13 | 火 | 国際協力<br>部長挨拶<br>赤根部長<br>講師：櫻田教授<br>(10:15-12:45)                 | 講義「法の適用に関する通則法の問題点と今後の課題」<br>(14:00-17:00)                       | 法総研所長表敬<br>(17:00～)<br>記念撮影<br>(17:20～)                                     |    | ICD            |
| 7<br>/ 14 | 水 | 移動 (新大阪→東京)  |  |   |    | 法務<br>省        |
| 7<br>/ 15 | 木 | 中国側質問事項について学者との意見交換<br>講師：櫻田教授, 神前教授<br>(10:00-<br>12:30)        | (14:00-17:00)  |   |    | TIC            |
| 7<br>/ 16 | 金 | 東京地裁見学<br>(10:30-12:00)<br>東京地裁                                  | 所長主催<br>意見交換会<br>12:30-13:30                                     | 海上保安庁における国際協力<br>～海外関係機関との連携<br>(15:00～17:00)<br>第三管区海上保安本部                 |    | 裁判<br>所・<br>ほか |
| 7<br>/ 17 | 土 | 講義「涉外弁護士から見た中国国際私法」<br>講師：森川弁護士 (曾我・瓜生・糸賀法律事務所)<br>(10:00-12:30) | 涉外弁護士との意見交換 (森川弁護士, 栗津弁護士)<br>コメント：森川弁護士, 栗津弁護士<br>(14:00-16:30) |   |    | TIC            |
| 7<br>/ 18 | 日 |  |  |   |    |                |
| 7<br>/ 19 | 月 |  |  |   |    |                |
| 7<br>/ 20 | 火 | 講義「国際民事訴訟法」<br>講師：山本教授<br>(10:00-12:30)                          | 総括質疑<br>コメント：神前教授・森川弁護士<br>(14:00-17:00)                         |   |    | TIC            |
| 7<br>/ 21 | 水 | 協議(10:00-11:00)<br>今後の進行   | 評価会 (11:00-12:00)<br>閉講式<br>(12:00-<br>12:30)                    |   |    | TIC            |
| 7<br>/ 22 | 木 | 帰国   |  |   |    |                |